

消費税引上げの条件

——財政再建と景気回復の同時達成——

阿久澤 徹

要旨

消費税改正法に定められた景気条項として重要と考えられるのは、景気後退からの脱却度と経済見通しである。本稿では、消費税引上げの最終判断時の GDP ギャップの値と引上げ年度の経済見通しが一定水準をクリアしていることを消費税引上げの条件とすることを提唱している。特に、GDP ギャップについては、構造的な要因により“自然”GDP ギャップの値が平均的な稼働水準である 0% より低下していると考えられることから、引上げ条件としては 2001 年以降の平均値である▲2.5%を採用することを主張している。そして、引上げ条件について合意が形成されるなら、引上げが停止された場合には、将来の引上げを確実にするためにトリガー条項を導入することを提唱している。

10% への消費税引上げが実現しても、財政再建のためには第 2 弾、第 3 弾の増税が必要になる。ところが、バブル経済の崩壊以降構造的な需要不足に悩む日本では、なかなか増税ができる経済環境が整わない状況が続いている。本稿の提唱する“均衡財政拡大政策”は、景気が低迷する状況でも財政再建と景気回復の同時達成を可能にする政策であり、財政再建の有効なツールになると考えられる。

I. はじめに

2012 年前半の政治は、消費税引上げの論議を中心に展開した。消費税引上げを柱とする社会保障・税一体改革法案は、民主党・自民党・公明党の三党合意を経て、8 月 10 日には参議院で可決成立した。

内閣府の最新の推計によれば、日本経済は 2012 年 1 - 3 月期で 2.1% の GDP ギャップを抱えている。2012 年は震災復興支出が本格化することから、政府の経済見通しで 2.2% の経済成長が見込まれており、順調にいけば GDP ギャップを解消することも可能である。しかしながら、欧州のソブリン危機、金融危機は予断を許さない状況であり、景気が大きく下振れするリスクもある。

財政再建の必要性についてはほぼコンセンサスが形成されているが、現在の経済状況で消費税増税を決めてしまうことには、躊躇を感じる人も多いのではないかと。確かに消費税引上げのための税制改正法案では、消費税率を 2014 年 4 月 1 日から 8%、2015 年 10 月 1 日から 10% へ段階的に引上げを行うと定めた上で、引上げ実施前に「経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、・・・経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる」としている。では、この「施行

の停止」を行うべき「経済状況」とは、具体的にどのような状況なのか。本稿では、まず消費税引上げの条件として適当と考えられる「経済状況」についての検討を行う。

日本の財政問題は極めて深刻な状況にあり、適切な対応がとられなければ早晩ギリシャのようなソブリン危機に直面することになるだろう。だからといって、EU のように債務国に性急な増税と財政削減を押しつけることには異論がある。これでは、「角を矯めて牛を殺す」の格言のごとく、EU を分裂から救ったとしても債務国の国民生活を破壊してしまう。

資本主義は完璧なシステムではない。深刻な不況や恐慌時には、政府による景気対策が必要というのが歴史の教訓である。ただし、景気対策では構造的な需要不足¹⁾を解消することはできない。ある国で構造的な需要不足が続いているとすれば、それは供給サイドの競争力に問題がある可能性が高い。求められるのは、景気対策ではなく競争力の強化政策である。ギリシャや日本が財政赤字を積み上げた背景には、構造的な需要不足に景気対策で対応しようとしたことがある。財政赤字の累積にもかかわらず需要不足が解消しなかったため、財政の機動性を失わせるとともに景気対策への信頼性も損ねてし

まった。しかしながら、循環的な景気の落ち込みには依然として景気対策が有効である。大不況の最中に財政再建のための増税を行うことは、インフルエンザにかかっている時にメタボ対策のための食事制限を行うようなものである。インフルエンザにかかった時は、十分に栄養を取って体力の回復に努めなければならない。

そうはいつても、積み上げた赤字はいつか解消しなければならない。とすれば、景気回復を図りながら財政を再建するような政策はないか。本稿の後半では、財政再建と景気対策の両立の可能性について検討を加える。

II. 消費税引上げの条件となる経済状況

消費税引上げのための「経済状況の好転」は、どのような条件とすべきであろうか。まず、欧米で「大不況」(Great Recession) と呼ばれるようになったリーマンショック以降の景気後退から脱却する必要がある。これを具体的にどのように定義するかが問題なのであるが、最も単純には実質 GDP が景気後退前のピークを回復しているかどうかで判断するという方法が考えられる。四半期別で見た場合、季節調整済み実質 GDP (平成 17 年基準・年率換算) のピークは 2008 年 1 - 3 月期の 530 兆円であり、2011 年 7 - 9 月期の 510 兆円はまだこの値を 3.9% 下回っている。2014 年 4 月に消費税引上げを実施するかどうか判断するのは、2013 年の秋以降であり、2013 年 7 - 9 月期頃の数字が参照されると思われるが、この条件をクリアするためには 2 年間で 3.9% の成長が必要になる計算になる。日本経済の実質成長率は過去 10 年で年平均 0.7% であり、2 年で 3.9% の成長は不可能とは言えないまでもかなり高いハードルである。

景気後退前のピーク GDP を消費税引上げの条件とすることについては、ピーク GDP は世界的な住宅・金融バブルを背景に膨らんだ数字であり、ノーマルな経済状況を反映したものではないため、高すぎるのではないかという反論が考えられる。一方、「大不況」の間にも技術革新は進んでおり、ピークから 5 年も経過していることを考慮するなら「経済状況の好転」を宣言するには、過去のピークよりももっと高い GDP が必要であるという主張もありうる。

景気後退前のピーク GDP が条件として適当でないなら、内閣府が推計している GDP ギャップを利用する方

法も考えられる。内閣府は、潜在 GDP を過去のトレンドからみて平均的に生産要素を投入した時に実現可能な GDP と定義している。GDP ギャップは現実の GDP と潜在 GDP の差であるから、GDP ギャップがプラスになることは、「経済状況」が平均以上であることを意味する。したがって、この GDP ギャップがプラスになることを消費税引上げの条件とすることも可能である。前記のように 2012 年 1 - 3 月期の GDP ギャップは 2.1% のマイナスであるから、日本経済が政府の見通し通りに推移すれば、この条件をクリアできる可能性が高い。一方で、欧州景気の悪化などにより景気が下振れした場合はクリアが難しくなる。

この方法の欠点は、GDP ギャップの値は推計方法によるぶれが大きいということに加えて、構造的な需要不足が存在する場合には、GDP ギャップがマイナスの値をとる傾向になる²⁾ ということである。したがって、景気回復を循環的な景気後退からの回復と定義するならば、条件となる GDP ギャップは、プラスではなくゼロから構造的な需要不足分を差し引いたものでなければならない。

表 1 GDP ギャップの推移

	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
2001 年	▲ 2.0	▲ 2.8	▲ 4.1	▲ 4.8
2002 年	▲ 4.7	▲ 4.2	▲ 3.7	▲ 3.8
2003 年	▲ 4.5	▲ 4.1	▲ 3.7	▲ 2.6
2004 年	▲ 1.8	▲ 2.3	▲ 2.0	▲ 2.7
2005 年	▲ 2.3	▲ 1.5	▲ 1.1	▲ 1.1
2006 年	▲ 1.3	▲ 0.5	▲ 0.4	0.0
2007 年	1.0	0.9	0.3	1.2
2008 年	1.8	0.4	▲ 0.8	▲ 4.0
2009 年	▲ 7.9	▲ 6.5	▲ 6.6	▲ 4.8
2010 年	▲ 3.7	▲ 2.6	▲ 2.0	▲ 2.1
2011 年	▲ 3.4	▲ 3.5	▲ 2.9	▲ 3.1
2012 年	▲ 2.1			

表 1 は内閣府による GDP ギャップの推計値の推移であるが、2001 年以降でプラスになったのは、2007 年の第 1 四半期から 2008 年の第 2 四半期にかけての 6 四半期にすぎない。これは、近年の日本経済が構造的な需要不足に直面しており稼働率が構造的に低下しているためと考えられる。GDP ギャップは 2001 年以降の平均で▲ 2.5% となっており、この水準を循環的な変動要因を除いた近年の“自然”GDP ギャップの値と考えることも可

能である。この考え方をとるなら「経済状況の好転」の条件はGDPギャップが▲2.5%を上回ることとするのが適当であり、2012年1-3月期の▲2.1%で既に達成されている。つまり、現在程度の稼働率を維持することができれば消費税引上げの第1の条件は満たされていることになる。

バブル崩壊以降に構造赤字を積み上げた原因のひとつは、構造的な稼働率の低下を循環的なものと誤認して景気対策を繰り返したためとも考えられる。構造的な稼働率の低下は景気対策では解決できない。たとえ稼働率を一時的に引き上げたとしても、構造的な要因で再び“自然”稼働率へ回帰してしまうからである。財政再建の第一歩は、バブル崩壊以降の稼働率が低下した姿を日本経済の実力であると認めるところから始める必要がある。

消費税引上げの第2の条件として考えるべき要素は、引上げ年度の経済状況である。消費税引上げ前にGDPギャップが▲2.5%を上回り「経済状況が好転」していたとしても、引上げ年度に景気後退が予測されるなら、増税には慎重にならざるを得ない。4月に消費税引上げが予定されるなら、景気予測のレファレンスとして考えられるのは前年度末に公表される政府の経済見通しである。

表2は、2002年度から10年間の実質GDP成長率の政府見通しと実績を示している。この10年で見ると、見通しはすべて0%から2%の間に収まっており、2002年、2003年、2009年の3回で1%を下回っている。一方、消費税を3%引上げることによる実質GDPへのマイナス効果は1%弱と推計されている³⁾ため、仮にこの3年間に消費税引上げを実施するとしたなら、引上げの影響を考慮に入れると経済見通しがマイナス成長となった可能性が高い。実際にはマイナス成長となるような政策は政治的に困難であろうから、プラスの成長を確保するためには消費税引上げの影響を考慮に入れる前の経済見通しが最低でも1%を上回っていることが必要である。

一方、政府見通しが1%を上回ったのは過去10年で7回あるが、このうち5回は1.5%以上の実績値があることから消費税引上げのマイナス効果を吸収できたと考え

られる。一方、2008年度と2011年度については結果的にマイナス成長となっており、このような年に消費税引上げを実施したとすれば、さらなる景気の悪化は免れない。消費税引上げ後に景気後退が生じた場合には補正予算で対応するしかないが、そうした場合の景気対策のあり方については次節で論じるものとする。

経済見通しがマイナス成長にならないことを消費税引上げの条件とするなら、過去10年で7割はクリアしていることになる。財政再建が強く求められている現状では妥当な水準ではないか。一方、消費税改正法案の附則で「望ましい経済成長」として掲げられた2%の実質成長を条件とすべきではないかという意見も考えられるが、引上げの影響を考慮する前に実質GDPの見通しが2%を上回っているのは、過去10年で3回だけである。日本経済の実力を鑑みると、かなりハードルが高くなってしまふ。

ここまでの議論を要約すれば、消費税引上げの条件として、直近のGDPギャップが▲2.5%を上回っていることと翌年度の実質GDP成長率の政府見通し（消費税引上げの影響を考慮に入れる前のもの）が1%を上回っていることが必要という結論になった。もちろん、もっと高い（あるいは低い）条件で合意が形成され、又は、他の経済指標が条件として採用される可能性もある⁴⁾。

いずれにしても、具体的な条件について合意が形成されるなら、仮にその条件をクリアできずに消費税引上げが「停止」された場合には、一定期間（例えば1年）後にその条件を満たした場合は引上げを実施するということをルール化してしまうことが望ましい。すなわち、条件を満たした場合に自動的に消費税引上げを行うという一種のトリガー条項の導入である。こうしたトリガー条項なしに引上げを停止した場合、将来的に引上げが困難になる虞がある。そのため、逆に経済状況の悪化が相当進まない限り引上げを強行せざるをえないというインセンティブが強まることも懸念されるが、それは経済政策として好ましいことではない。そこで、引上げの停止とともに将来の引上げを確実にするトリガー条項を設定しておくのである。

表2 実質GDP成長率の政府見通しと実績

年度	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
見通し	0.0%	0.6%	1.8%	1.6%	1.9%	2.0%	2.0%	0.0%	1.4%	1.5%
実績	1.1%	2.3%	1.5%	1.9%	1.8%	1.8%	▲3.7%	▲2.1%	3.1%	▲0.1%

GDPギャップが▲2.5%を上回っていることと翌年度の実質GDP成長率の政府見通し（消費税引上げの影響を考慮に入れる前のもの）が1%を上回っていることを消費税引上げの条件とする場合、消費税引上げトリガー条項のイメージは次のようなものになる。

＜消費税引上げトリガー条項のイメージ＞

- (1) 次の2条件が満たされる場合に、2014年4月1日より消費税率を5%から8%に引き上げる。
 - ① 2013年7-9月期の内閣府推計のGDPギャップが▲2.5%を上回っていること
 - ② 2014年度の実質GDP成長率の政府見通し（消費税引上げの影響を考慮に入れる前のもの）が1%を上回っていること
- (2) (1)の条件が満たされない場合は、引上げ予定日を一定期間延期し、前記と同様の条件が満たされる場合に消費税の引上げを行う。条件が満たされない場合は引上げ予定日を再度延期し、このプロセスを消費税引上げが行われるまで繰り返すものとする。
- (3) 2回目の消費税引上げ予定日は、1回目の引上げ実施日から1年半後とし、2回目の引上げ率は2%とする。2回目の消費税の引上げ条件についても1回目の場合と同様とする⁵⁾。

2011年度の国と地方の基礎的財政収支の赤字額は約32兆円である。一方、5%の消費税収は12.8兆円にすぎない。1%分は消費税引上げにともなう政府の支出増に消えるから、消費税を5%引き上げても財政再建に使えるのは最大で10兆円程度である。5%の引上げは、財政再建の第一歩でしかない。

財政再建には最低でもプライマリー・バランスの赤字解消が必要であるが、これをすべて消費税で達成しようとすれば、現時点で5%ではなく16%程度の引上げが必要になる。しかしながら、5%の引上げがこれ程難航している状況を見ると次の段階の増税が容易に行われるとは到底考えられない。もちろん、歳出削減により財政再建を図るという方法もあるが、本格的に歳出削減を行うためには大幅な社会保障給付の削減が必要であり、それは消費税の引上げ以上に困難な課題である。また、今後数年間は、団塊の世代のリタイアにともなう社会保障支出の急増が見込まれることから、現実的には歳出削減

でその自然増を抑えるのが精一杯であろう。そこで、次節では経済にとって比較的痛みの少ない方法で増税を行う方法について検討を行うこととする。

Ⅲ. 財政再建と景気回復の同時達成

かつて上げ潮派は景気回復だけで税収増による財政再建が可能であると主張したが、通常、財政再建策と景気回復策は二律背反的な関係にあると理解されている。そこで、まず、増税や歳出削減なしで本当に財政再建が可能であるかどうか平成24年度の一般会計予算をベースに検証してみよう。平成24年度予算では、基礎的財政収支対象経費が68兆円であるのに対して税収見込みは42兆円でしかない。つまり、プライマリー・バランスの均衡を図るには、歳出を一定に保ったままで税収を62%増大させる必要があることになる。税収の弾力性については様々な推計があるが、1を少し上回る値をとる場合が多い⁶⁾。つまり、増税なき財政再建には名目GDPを60%程度増大させることが必要になるのである。ところが、現実の日本経済はデフレ構造が定着しており、2001年度から2010年度の10年間では、名目GDPは増加するどころか逆に4%縮小してしまっている。名目GDPを60%増大させるのは、短期的には不可能と言ってよい。仮に4%の名目成長が実現したとしても12年かかる計算になる。

では、財政再建と景気回復の同時達成を可能にするような政策はあり得るのか。それは理論的には不可能ではない。今、増税とそれと同額の歳出拡大を同時に実施する政策を考えてみよう。これを“均衡財政拡大政策”と呼ぶこととする。教科書的に考えれば均衡財政乗数の値は1であるから、歳出増（＝増税額）と同額のGDPが増大することになる。実際にそこまでの拡大効果はないと考えられるが、実証的にも通常公共投資の乗数効果は増税の乗数効果より大きいと推計されるから、均衡財政拡大政策は景気にプラスの効果をもたらす可能性が高い⁷⁾。したがって、“均衡財政拡大政策”は財政赤字の拡大をともなわない景気対策になる。もちろん、増税の担税者と歳出増の受益者は異なるから、すべての国民に痛みが伴わないわけではない。しかしながら、増税のみの場合は景気へのマイナス効果という形で副次的に痛みが拡大するのに対して、“均衡財政拡大政策”では景気へのプラス効果により増税の痛みを緩和することができるので

ある。

ただし、これだけでは、財政再建にはほとんど貢献しない。景気拡大にともなう税収の自然増はわずかなものにとどまるからである。そこで、財政再建のために重要なのは、増税と同時に行う歳出増を防災事業のような裁量的経費に限り、削減の困難な義務的経費には用いないことである。そして、景気回復にともない裁量的経費の歳出増分を一定のルールで着実に削減していくことである。つまり、歳出増分の削減が終わったときには、当初の増税分（と景気回復にともなう税収の自然増分）の歳入増だけ財政再建が進んでいるということになる。

歳出増分の削減ルールには様々なパターンが考えられるが、ここでは、前節で用いた消費税の引上げ条件を応用する。すなわち、予算編成時に直近の GDP ギャップの値が▲2.5%を上回っており、かつ、歳出削減を考慮に入れる前の実質 GDP 成長率の政府見通しが1.0%を上回っている時に歳出削減を行うというルールである。歳出削減幅は、例えば歳出削減後も1%程度の成長を確保するという目標を立てて、当初の歳出増分がなくなるまで成長率見通しから1.0%を引いた分に相当する歳出を毎年削減し続けるという方法を用いてみよう。表3は、GDP比で2.5%の消費増税（5%の消費増税に相当）と同額の歳出増を1年目に行い、2年目以降は上記のルールにしたがって歳出削減を進めた場合の当初の財政状況に比した増税率と歳出増率の推移を示している。2年目の成長率見通しが2%であれば、GDP比で1%分の歳出削減を行うことになる。そして、3年目以降も2%の成長率見通しが続くなら、4年目で歳出増分の削減が達成されることになる。

表3 “均衡財政拡大政策”による増税率と歳出増率の推移

	1年目	2年目	3年目	4年目
増税率（GDP比）	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%
政府見通し成長率		2.0%	2.0%	2.0%
歳出増率（GDP比）	2.5%	1.5%	0.5%	0.0%

この例では、“均衡財政拡大政策”により1年目にGDP比でおよそ2%の経済拡大効果が見込まれる⁸⁾。2年目から4年目の歳出削減過程においては経済へのマイナス効果が生じるが、歳出削減の大きさはGDP比で2年目と3年目に1%、4年目に0.5%であり、予想される経済成長が実現するなら吸収可能な範囲である。そして、4年目の終わりには5%の消費増税分（と景気回復にとも

なう税収の自然増分）の財政再建が達成されるという具合である。

景気の良い時であれば、このような面倒なプロセスは踏まずに必要な増税を行えばよい。何段階かに分けて増税を行うのであれば景気への影響を小さくすることもできるが、消費税の場合は変更のコストが大きいことからあまり細かく分けるのは適当ではない。また、構造的な需要不足が存在する場合には、景気への懸念なく増税ができるような環境がなかなか成立しない。しかしながら、“均衡財政拡大政策”なら、景気への心配をせずいつでも増税を実施することができる。「経済状況の好転」を条件にする必要はないのである⁹⁾。もちろん、歳出削減過程において景気に配慮する必要は出てくるが、増税よりも裁量的経費の削減を決める方が政治的にはるかに容易である。

景気への懸念が強ければ、歳出削減過程をもっと時間をかけて緩やかなものにすることもできるが、どのような歳出削減ルールをとるにしても“均衡財政拡大政策”では歳出増分の削減が終わるまで決められたルールにコミットメントし続けることが不可欠である。歳出増分の削減ができなければ、増税が無駄になってしまうからである。例外を認めると財政再建は不可能となることから、できれば歳出削減ルールに法的な拘束力をかけておくことが望ましい。

ここまでは“均衡財政拡大政策”を当初予算から導入する場合について考えてきたが、“均衡財政拡大政策”を補正予算に適用することも可能である。年度途中の景気悪化に対応するため、補正予算による景気対策が必要になることがある。こうした場合に補正予算とセットで同額の増税方針を決めてしまうのである。ただし、年度途中での増税は現実的でないことから、増税は翌年度から実施することにする。景気の腰折れを避けるため翌年度も増税と同額の歳出増を確保する必要があるかもしれない。そして、翌々年度から歳出削減ルールに従って歳出増分の削減を行っていけば、景気回復と財政再建の両立が図られるはずである。例えば、初年度の補正でGDP比2.5%規模の景気対策を行った場合の“均衡財政拡大政策”の増税率と歳出増率の推移は表4のようになる。

このケースでは、1年目は税収増がないことから通常の景気対策と同じである。GDP比で2.5%分の国債残高が増加するため、財政赤字の拡大をともなわない景気対

表4 “均衡財政拡大政策”による増税率と歳出増率の推移
(歳出増が先行するケース)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
増税率 (GDP比)		2.5%	2.5%	2.5%	2.5%
政府見通し成長率			2.0%	2.0%	2.0%
歳出増率 (GDP比)	2.5%	2.5%	1.5%	0.5%	0.0%

策というわけにはいかない。しかしながら、2年目以降に恒久増税が実現するのであるから、この程度の赤字拡大は財政再建という見地からも許容されるのではないか。一方、景気後退の最中に増税を決めることに抵抗感を感じる人が出ることも予想されるが、2年目は純粋な意味での“均衡財政拡大政策”となるのであるから、2年目までは景気にプラスの効果が生じる。そして、3年目以降に、景気に配慮しながら一定のルールにしたがって歳出増分を削減していくことになる。補正予算で“均衡財政拡大政策”を採用することによって、景気対策のたびに財政赤字が拡大するという悪循環に歯止めをかけることができるのである。

IV. おわりに

日本経済は現在重要な分岐点にある。もし財政再建に失敗したなら、マーケットはソブリン危機という形でその実現を迫るだろう。その場合は、大幅な増税が歳出削減、それができなければ日銀による国債引受けで対応せざるを得ないという事態も考えられる。前者は深刻な景気後退を、後者はハイパーインフレーションをもたらすおそれが高い。何とかその前に財政再建に道筋をつけるべきだが、景気への懸念もあって財政再建の歩みは遅い。本稿では、財政再建と景気回復の同時達成が不可能ではないことを示した。消費税改正法案が成立すれば今後こうした議論が活発化すると思われるが、財政再建と景気回復の二者択一といったドグマ的な議論ではなく、経済政策としてバランスのとれた論議が行われることが期待される。

注

- 1) 構造的な需要不足とは、長期に渡って生産量が生産能力を下回っている状態と定義する。何らかの原因により国の競争力が低下した場合などに生じると考えられる。
- 2) 自然失業率が社会経済の構造変化に応じて変わるように、循環的な変動要因を除いたGDPギャップの“自然値”も時代とともに変化すると考えられよう。
- 3) 松浦成 [2012] によれば、税率を5%から8%に引き上げた

場合の経済への影響は、論者により0.8%から1%の間となっている。

- 4) 過去10年以上GDPデフレーターの前年度比がマイナスを続けるなどデフレ傾向は現在の日本経済に深く定着していることから、名目経済成長率や物価動向を消費税引上げの条件に含めることには賛成できない。
- 5) 2回目の引上げ率が1回目より小さいことを考慮して、消費税引上げの条件である成長率見通しを1%より小さく設定することも可能である。
- 6) 例えば、北浦修敏・長嶋拓人 [2007] では、国税の税収弾性値が1.1と推計されている。
- 7) 内閣府経済社会総合研究所 [2011.1] によれば、公的固定資本形成の1年目の乗数効果は1.07であり、消費税の1年目の乗数効果は▲0.29と推計されるから、公的固定資本形成の増加と消費税との組み合わせによる均衡財政拡大政策の1年目の乗数効果は0.78となる。
- 8) GDP2.5%分の均衡財政拡大×均衡財政拡大政策の乗数0.78=2.0%
- 9) 今後の議論の展開では、「経済状況の好転」のかわりに同規模の景気対策を実施することを消費税引上げの条件とするということも考えられる。

参考文献

- 上田淳二・杉浦達也・古財篤 [2010.5], 「所得税の税収変動要因と税収調達能力の分析」、『KIER Discussion Paper (京都大学経済研究所)』、No.1003
- OECD [2006], 「Economic Survey of Japan, 2006」
- 大竹文雄・小原美紀 [2005.12], 「消費税は本当に逆進的か (特集 人口減少) - 負担の「公平性」を考える -」、『論座 (朝日新聞社)』、127号
- 大竹文雄 [2007.5.11], 「日本の所得・消費格差と再分配構造 (政府税制調査会調査分析部会資料)」
- 閣議決定 [2011.12.24], 「日本再生の基本戦略」
- 加藤翔一 [2011.12.19], 「緊張続く欧州政府債務問題—市場と世論のジレンマに立たされるユーロ圏—」、『マンスリー・トピックス (内閣府)』、No.002
- 北浦修敏・長嶋拓人 [2007], 「税収動向と税収弾性値に関する分析」、『KIER Discussion Paper (京都大学経済研究所)』、No.0606
- 金融調査研究会 [2006.3], 「わが国の財政のあり方と財政再建への道すじ」
- 國枝繁樹 [2011.8.22], 「「インフレ実現で財政再建可能」のウソ」、『日経ビジネス Online』
- 小池拓自 [2008], 「消費税を巡る議論」、『調査と情報 - ISSUE BRIEF - (国立国会図書館)』、605号
- 酒井博司 [2006], 「景気転換予測指標の開発と日本経済への適用～統計学的接近～」、『三菱総合研究所所報』、No.46
- 鈴木将之 [2011.7.13], 「先行きが不透明な社会保障・税一体改革

- ～消費税率引き上げの時期・条件が不明確で、財政健全化に疑問符～」、『第一生命経済研究所 Economic Trends』
- 政府・与党社会保障改革検討本部決定 [2011.6.30], 「社会保障・税一体改革成案」
- 政府・与党社会保障改革検討本部決定 [2012.1.6], 「社会保障・税一体改革素案」
- 内閣府経済社会総合研究所 [2011.1], 「短期日本経済マクロ計量モデル（2011年版）の構造と乗数分析」
- 内閣府 [2011.5.30], 「社会保障・税一体改革の論点に関する研究報告書」
- 内閣府 [2012.1.21], 「経済財政の中長期試算」
- 西沢和彦 [2011], 『税と社会保障の抜本改革』、日本経済新聞社出版
- 日本経済団体連合会 [2011.5.17], 「公的統計の活用による的確な現状把握と政策決定に向けて」
- 野口悠紀雄 [2012.1.26], 『消費増税では財政再建できない』、ダイヤモンド社
- 野村彰弘 [2012.1.26], 「GDPギャップの概念について」、『ESP'09 夏』、経済企画協会
- 橋本恭之・呉善充 [2008.7], 「税収の将来設計」、『RIETI Discussion Paper Series（経済産業研究所）』、08-J-033
- 橋本恭之 [2010], 「消費税の逆進性とその緩和策」、『会計検査研究』、No.41
- 毎日新聞朝刊 [2011.7.1], 「クローズアップ 2011：「税と社会保障の一体改革案」正式決定（その1）」
- 松浦成 [2012.5.24], 「消費税の経済への影響—消費税をめぐる論点②—」『調査と情報 - ISSUE BRIEF -（国立国会図書館）』、752号
- みずほ総合研究所調査本部 [2011.6.10], 「社会保障と税の一体改革案の評価と課題～高齢者給付の効率化と現役世代への支援拡充を～」
- 八塩裕之・長谷川裕一 [2008], 「わが国家計の消費税負担の実態について」、『ESRI Discussion Paper Series（内閣府経済研究所）』、No.196

